

調 査 計 画

1 調査の名称

海面漁業生産統計調査

2 調査の目的

本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、海面漁業生産統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、海面漁業^{（注1）}の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的とする。

（注1）「海面漁業」とは、海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。以下同じ。）における水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲（全国 その他）

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第138条第5項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村

（2）属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

海面漁業経営体^{（注2）}及び水揚機関^{（注3）}

（注2）「海面漁業経営体」とは、海面漁業を営む世帯又は事業所をいう。

（注3）「水揚機関」とは、生産物（海面漁業において採捕又は収獲された水産動植物をいう。）の陸揚地に生産物の売買取引を目的とする市場を開設している者及び生産物の陸揚地に所在する漁業協同組合、会社等で、生産物の陸揚げをした者から生産物を譲り受け、又はその販売の委託を受けるものをいう。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数^{（注4）}

ア 海面漁業漁獲統計調査：約2,100客体

イ 海面養殖業収獲統計調査：約1,500客体

（注4）報告者数は、令和2年調査の実績

（2）報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

ア 海面漁業漁獲統計調査票

前年の調査結果から作成された海面漁業漁獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関で把握できない漁業経営体名簿を母集団情報とする。

イ 海面養殖業収獲統計調査票

前年の調査結果から作成された海面養殖業収獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関で把握できない養殖業経営体名簿を母集団情報とする。

（3）報告義務者

海面漁業経営体又は水揚機関を代表する者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 海面漁業漁獲統計調査票は、海面における水産動植物の採捕の事業に係る次に掲げる事項について行う。

(ア) 水揚機関用・漁業経営体用

水揚機関名・漁業経営体名、法人番号、漁業種類別、操業水域別、魚種別漁獲量

〔集計しない事項の有無〕 無 有 (注5)

(イ) 一括調査用

漁業種類・規模別の漁ろう体数、1漁ろう体当たり平均出漁日数、1漁ろう体当たり平均漁獲量

〔集計しない事項の有無〕 無 有

イ 海面養殖業収獲統計調査票は、海面における水産動植物の養殖の事業に係る次に掲げる事項について行う。

(ア) 水揚機関用・漁業経営体用

水揚機関名・漁業経営体名、法人番号、養殖魚種別収獲量、年間種苗販売量、年間投餌量

〔集計しない事項の有無〕 無 有 (注5)

(イ) 一括調査用

養殖魚種名、養殖方法名、総施設面積、1施設当たり平均面積、1施設当たり平均収獲量

〔集計しない事項の有無〕 無 有

(注5)法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

毎年1月1日から12月31日までの1年間について行う。

なお、海面養殖業収獲統計調査に係るのり類及びかき類については、半年毎(1月1日～6月30日、7月1日～12月31日)に調査を行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

ア 地方農政局の管轄区域

農林水産省－地方農政局－(統計調査員)－報告者

イ 北海道

農林水産省－北海道農政事務所－(統計調査員)－報告者

ウ 沖縄県

農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－(統計調査員)－報告者

(2) 調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査 (■政府統計共同利用システム □独自のシステ

ム 電子メール) 調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

ア 水揚機関用

次に掲げるいずれかの方法により行う。なお、本所・本社に対して調査を行うが、把握できない場合には、当該機関の支所等に対しても調査を行う。

(ア) 統計調査員が、調査票又は電磁的記録を配布し、収集する自計報告の方法

なお、報告者の協力が得られる場合は、政府統計共同利用システム又は電子メールにより、調査票を収集する自計申告の方法により行う。

(イ) 統計調査員が水揚機関の事務所に備え付けた電子計算機の映像面若しくは紙面に表示された電磁的記録に記録されている事項を閲覧しその内容を調査票に転記する方法

(ウ) 統計調査員による面接聞き取り（他計報告）の方法

イ 漁業経営体用

地方農政局等^(注6)の長が、調査票を郵送により配布又は電磁的記録を配布し、収集する自計調査の方法により行う。

なお、報告者の協力が得られる場合は、政府統計共同利用システム又は電子メールにより、調査票を収集する自計申告の方法により行う。

ウ 一括調査用

(ア) 統計調査員が、調査票又は電磁的記録を配布し、収集する自計報告の方法

なお、報告者の協力が得られる場合は、電子メールにより、調査票を収集する自計申告の方法により行う。

(イ) 統計調査員による面接聞き取り（他計報告）の方法

(注6)「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務所の農林水産センターをいう。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

ア 海面漁業漁獲統計調査票

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期
その他 ()

イ 海面養殖業収獲統計調査票

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期
その他（ただし、のり類及びかき類は半年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年1月～3月

ただし、半年毎に行うものにあつては、毎年1月～3月及び7月～9月

8 集計事項

前記5(1)に掲げる事項について、全国・都道府県・大海区別^(注7)に集計する。

また、漁業法等に基づく報告^(注8)が利用できる漁業の種類については、別添1に基づき取りまとめを行う。

詳細については別添 2、概要については別添 3 を参照。

(注 7) 「大海区」とは、漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため、海況、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた区分。

(注 8) 「漁業法等に基づく報告」とは、次に掲げる報告をいう。

- ① 漁業法第 26 条第 1 項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告
- ② 漁業法第 30 条第 1 項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告
- ③ 漁業法第 52 条第 1 項（同法第 58 条において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告
- ④ 漁業法第 90 条第 1 項の規定による都道府県知事（同法第 183 条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあつては、農林水産大臣）に対する報告
- ⑤ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 78 条第 1 項の規定により農林水産大臣に提出する漁獲成績報告書による報告
- ⑥ 漁業法第 176 条第 1 項の規定により農林水産大臣又は都道府県知事が徴する漁業に関する必要な報告

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat 以外） 印刷物 閲覧）
概要及び詳細ともインターネット及び印刷物により公表する（詳細については、e-Stat に掲載）。

(2) 公表の期日（別添 3 参照）

概要については、調査実施年の 5 月 31 日までに、詳細については調査実施年の翌年 2 月頃までに逐次公表する。

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

使用しない

漁業経営体及び水揚機関を調査対象としていることから日本標準産業分類等統計基準は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
調査票	3 年	地方農政局等の長
調査票の内容を収録した電磁的記録媒体	永年	農林水産省大臣官房統計部長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告を確保する特段の必要があるときは、前記 5 の（1）に掲げる事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

別添1

漁業法等に基づく報告が利用できる漁業の種類及び取りまとめる者について

漁業種類名	取りまとめる者
遠洋底びき網漁業 東シナ海はえ縄漁業 大西洋等はえ縄等漁業 太平洋底刺し網等漁業 基地式捕鯨業 母船式捕鯨業 かじき等流し網漁業 東シナ海等かじき等流し網漁業 かつお・まぐろ漁業 中型さけ・ます流し網漁業 北太平洋さんま漁業 ずわいがに漁業 日本海べにずわいがに漁業 いか釣り漁業 沿岸まぐろはえ縄漁業 小割り式くろまぐろ養殖業	農林水産大臣
沖合底びき網漁業 (太平洋北区)	東北農政局の長
沖合底びき網漁業 (太平洋中・南区)	関東農政局の長
沖合底びき網漁業 (日本海北・西区)	北陸農政局の長
沖合底びき網漁業 (西部海区)	九州農政局の長
沖合底びき網漁業 (北海道区)	北海道農政事務所長
以西底びき網漁業 大中型まき網漁業 小型するめいか釣り漁業 暫定措置水域沿岸漁業等	当該地方農政局長、北海道農政事務所長及び 沖縄総合事務局長
知事許可漁業 ^(注1)	当該地方農政局長、北海道農政事務所長及び 沖縄総合事務局長
漁業権漁業 ^(注2)	当該地方農政局長、北海道農政事務所長及び 沖縄総合事務局長
その他 ^(注3)	当該地方農政局長、北海道農政事務所長及び 沖縄総合事務局長

(注1) 「知事許可漁業」とは、都道府県の沖合等で操業する漁業について知事が許可。

(注2) 「漁業権漁業」とは、知事が漁協又は個人・法人に対し、特定の沿岸漁業・養殖業等を排他的に営む権利を免許。

(注3) 「その他」とは、許可のいない自由漁業(例：高齢漁業者が行う雑魚釣)。

海面漁業生産統計調査 集計表表題一覧

番号	表題	種類	集計地域
1	海面漁業漁獲統計調査 漁業種類別漁獲量		全国、都道府県、大海区、 県別大海区
2	海面漁業漁獲統計調査 魚種別漁獲量		全国、都道府県、大海区、 県別大海区
3	海面漁業漁獲統計調査 魚種別漁獲量（さけ・ます細分類）		全国、都道府県、大海区、 県別大海区
4	海面漁業漁獲統計調査 漁業種類別魚種別漁獲量		全国、都道府県、大海区、 県別大海区
5	海面養殖業収獲統計調査 養殖魚種別収獲量		全国、都道府県
6	海面養殖業収獲統計調査 養殖魚種別収獲量（かき類、のり類）	年計・上半期・下半期	全国、都道府県
7	海面養殖業収獲統計調査 種苗養殖販売量		全国、都道府県
8	海面養殖業収獲統計調査 投餌量		全国、都道府県
9	漁業・養殖業水域別統計 主要漁業種類別生産量		全国
10	漁業・養殖業水域別統計 主要魚種別生産量		全国

別添3

結果の公表に係る集計事項及び公表予定時期一覧

公表に係る集計事項	公表予定時期
漁業部門別生産量 漁業種類別漁獲量 魚種別漁獲量 漁業種類別・魚種別漁獲量 養殖魚種別収獲量 都道府県別、大海区別漁獲量 都道府県別収獲量	調査実施年の5月末
別添2 海面漁業生産統計調査集計表表題一覧	調査実施年の翌年の2月頃

(調査事項)

1 海面漁業漁獲統計調査

(1) 水揚機関・漁業経営体

漁業種類別、操業水域別、魚種別漁獲量

(2) 一括調査

漁業種類・規模別の漁ろう体数、1漁ろう体当たり平均出漁日数、1漁ろう体当たり平均漁獲量

2 海面養殖業収獲統計調査

(1) 水揚機関・漁業経営体

養殖魚種別収獲量、年間種苗販売量、年間投餌量

(2) 一括調査

養殖魚種名、養殖方法名、総施設面積、1施設当たり平均面積、1施設当たり平均収獲量